

**第3回岐阜県食品安全対策協議会
議事要旨(未定稿)**

1 **日時:**平成25年2月21日(木)13:30~15:40

2 **場所:**岐阜県庁 3階 3南1会議室

3 **出席者**

区 分	団 体 名	役 職 等	氏 名
学識経験者	岐阜大学応用生物科学部	教授	前澤 重禮
	(社)岐阜県栄養士会	副会長	高木 瞳
	岐阜県議会議員	厚生環境委員長	松岡 正人
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	河原 洋之
	岐阜県食生活改善推進員協議会	会長	羽場 富子
	消費者(公募)	消費者代表	齋藤 由美
	消費者(公募)	消費者代表	北瀬 恵美子
	消費者(公募)	消費者代表	林 円
生産者	全国農業協同組合岐阜県本部	副本部長	藤井 里樹
	岐阜県養豚協会	会長	水野 良則
	(社)岐阜県食品衛生協会	会長	北野 茂樹
	なづな農園	代表	武山 洋子
流通業者	(公財)岐阜県学校給食会	理事長	福富 保博
	(株)岐阜魚介	代表取締役社長	坂井田 清
	(株)バロー	商品安全保障室	橋本 保正

4 **議題**

- ・第3期岐阜県食品安全行動基本計画骨子(案)について

5 **議事要旨**

(野池真奈美技術課長補佐(生活衛生課))

ただいまから、平成25年度第3回食品安全対策協議会を開催いたします。

はじめに、岐阜県健康福祉部生活衛生課長の樋口からごあいさつ申し上げます。

なお、本日の発言内容につきましては、議事要旨として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

(樋口行但生活衛生課長)

平素は、岐阜県の食品安全行政の推進に当たり、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

昨年11月1日に前回の協議会を開催したところではありますが、年が明け、新たな年が始まったかと思えば早や2月も下旬となりました。

平成24年中の県内の食中毒の発生件数は24件で、12件がカンピロバクターを病因物質とするものであり、5件がノロウイルスによるものでした。

カンピロバクターは鶏肉等の汚染された生もしくは加熱不足の肉を摂食したことによるものであります。

また、ノロウイルスは今シーズン流行の兆しがあるということで注意喚起してきたところではありますが、今年に入ってから立て続けに4件の食中毒が発生しており、いずれもノロウイルスが病因物質のものであります。今後とも食中毒の予防啓発を徹底してまいります。

さて、ヨーロッパでは、100%牛肉と表示した製品に馬肉が混じっていることが判明し、大規模な食品表示偽装騒ぎに発展しているようです。イギリス人は馬肉を食する習慣がないこともあって、厳格で知られるEUの食品表示の信頼性が揺さぶられているようであります。

国内においては、熊本や長野に代表されるように馬刺しを食する習慣がありますが、馬刺しを食べたのちに食中毒を発症する事例が確認され、原因がザルコシスティスという寄生虫ということが判明し、一昨年食中毒の病因物質に指定されました。ちなみにザルコシスティスは馬肉を -20°C で48時間以上冷凍すれば不活化しますので、その予防対策について普及啓発に努めているところです。

また、BSE対策については、食品安全委員会がリスク対策を見直し20カ月齢超えを検査対象としていたものを30カ月齢超えを検査対象としました。

これを受けた輸入措置が2月1日から施行されており、国内措置が4月1日から施行されることとなります。こうした状況の中で、県では来年度も全頭検査を引き続き継続してまいります。今後とも国内外の動向を注視するとともに県民の皆さまのご意見もお聞きながら的確に対応していきたいと考えています。

また、先週もクローズアップ現代で郡上市における取り組みが取り上げられていましたが、新たな課題として有害鳥獣として捕獲されたジビエの活用があります。イノシシ、シカなど、と畜場法の対象とならない獣肉の取り扱いについても農政部局と連携して衛生基準のガイドラインを作成するなど、ジビエの活用に関するものも的確に取り組んでいきたいと考えています。

食肉衛生という観点で最近の話題になっている事項を紹介させていただきましたが、いずれにしても食品衛生に関する問題に迅速・的確に対応しつつ、県

民の方々や事業者、関係団体の皆様とのコミュニケーションを大切にし、岐阜県全体で食品の安全・安心を向上させてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、前回に引き続き、第3期計画の骨子案についてご意見をいただくこととなっております。委員の皆様には、自由闊達にご意見を述べていただきたいと思います。

それでは、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(野池真奈美技術課長補佐(生活衛生課))

資料の確認をさせていただきます。資料は、次第、資料1、資料2、参考資料、その他としまして食品表示ウォッチャーのチラシ、一部の委員の方には食卓の安全・安心ニュースをお配りしております。

それでは、以後の進行につきましては、前澤会長にお願いいたします。

(前澤会長)

皆さんこんにちは。

第3回の協議会である今日の議題は、課長からお話のありましたとおり、第3期岐阜県食品安全行動基本計画です。

これは以前から議論しておりますが、こういう冊子を作って、岐阜県の食品行政の基本を決める。その骨子が示され、皆さんのご意見をいただくということです。

議事次第に従って進めてまいりたいと思いますのでご協力よろしくお願い申し上げます。

今日は3回目ですけれども、これまでの2回、わたくしはこの席に座らせていただき、皆さんのご意見を聞かせていただきました。そこで、はじめに、わたしなりに過去2回を振り返って、まず発言させていただきたいと思います。

協議会の主催者である岐阜県健康福祉部生活衛生課では、県民の声を盛り込んだ冊子を作ろうということで、皆さんに参加していただいております。

今日はその冊子の骨子、基本的な概念を決めたいと思っておりますのでご協力をお願いします。

これまでの2回の会議でわたしが感じていることですが、県側はそうした冊子を作らなければならないという組織としての対応がございませぬ。

一方、これまでの皆さんのご意見を聞いていますと、食にかかわる現場で、県はこう対応してほしい、そういった各論、具体的なところに対する要望が非常に多いようです。

ですから、今、県がやられようとしている組織型の対応と、皆さんが言われる現場での対応との間にギャップがあるんじゃないかと感じています。

ですので、このギャップを何とか埋めなければならないということで、わたしなりに考えたのですけれども、今日は、次第に従って骨子に対する皆さんのご意見もお伺いしますけれども、それ以外に、岐阜県オリジナルな対応といったことを考えて、すなわち、これまで岐阜県の食品安全行政は他県に負けない取り組みをやらせておりますけれども、あえて次のような課題に対して皆様のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それは、「岐阜県が過去には実施したことがない食品安全行動とはなにか」。

すなわち、第3期計画を考えることになっていきますけれども、第1期、第2期と岐阜県は的確な対応を行ってまいりました。非常に素晴らしい対応をされてきたわけですけれども、「これまででない対応があるのではないか」というふうにわたしは思います。ですから、そういったことに対していろいろご意見をいただくと、この骨子、冊子にもうまく盛り込めるのじゃないかなと思います。

そんなことで、県側の組織対応型と、皆さんの現場対応型との差が、若干縮まるのじゃないかなというふうにわたしは考えました。

県からご説明をいただいた後、皆さんからご意見を順番にお願いしたいと思います。

その時に、骨子に対するご意見と、これまで岐阜県がやってこなかった、岐阜県オリジナルな対応となるような、そういうものがございましたら、ぜひご発言いただければありがたいと思います。

たとえば、過去2回を振り返りますと、ぎふクリーン農業の対応ということで、どのようにアナウンスしたらよいかということについて、いろんな方からご意見をいただいたのですけれども、これまではぎふクリーン農業の農産物をスーパーで販売スペースを取って売るなどしていますが、これは期間限定になってしまいますので広まらないと思います。

では今までやってきていない対応でどんなことがあるかという、たとえば県職員の通勤時の自家用車の両サイドのドアにぎふクリーン農業のマークがあって「ぎふクリーン農産物」と書いてあると「あれは一体なんだ」となる、そういった普及の仕方もある。

これまで岐阜県があまりやってこなかった、県庁の職員の方がなかなか気がつかないような発想が、消費者の立場、生産者の立場からは出てくるのじゃないか、そんな気がします。

あるいは、地産地消をいかに推進するかということについて学校給食の話も出てきました。

たとえば、県庁職員の給料のうち5千円分はハツシモのお米券で渡すとか。ちょっととんでもない意見なのですけれども、そういった意見が出てきますと、骨子が皆さんの思いに近づくのじゃないかなと考えております。

説明をいただいた後、消費者、生産者、流通業者、そして学識経験者と、名簿順にご意見をお伺いします。1人だいたい持ち時間は5分です。もちろん短ければ短くても結構です。

皆さんからいろいろご意見をいただいた後、再度、言い残したことがあればお伺いしたいと思います。このように進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。進め方についてなにかご意見はございますでしょうか。

それではさっそく、第3期岐阜県食品安全行動基本計画骨子案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

骨子案について説明させていただきます。

資料としては、お手元の計画の骨子案と、計画本体の下書き。この下書きは途中段階のもので、各課ごとの記述のままです。これまでの協議会の中で計画本体にかかわるご意見もいただいておりますので、骨子の参考として現段階のものをお示ししております。

さらに、参考資料として「前回の協議会でいただいたおもな意見への対応状況」とその裏面に「アクションプラン新旧対照表」をつけております。

説明の順序としましては、参考資料の項目番号1から順に、下書きの総論と骨子案を並行して用いて「骨子案」について説明してまいります。

資料が何種類かにわたり、また、ページが前後することをお許してください。

まず、参考資料「前回協議会でいただいたおもな意見」をご覧ください。前回ののご意見とそれに対する対応状況をまとめました。

参考資料の番号1「第1期、第2期計画との関係」についてですが、同時に下書きの1ページから5ページをご覧くださいながらお聞きください。

下書き1ページ、Q2で第1期、第2期に行ってきたことを振り返り、2ページ、Q3で目標の達成度合いを検証しました。

その結果、2ページ中程にあるように行動計画が順調に進み「目指す社会に一步近づいた」とこれまでの食品安全・安心行動を評価しながら、3、4、5ページにありますように、新たな行動の課題を抽出しました。

特に、課題の中で3ページの中程下にあります「コンプライアンス」「食中毒防止対策」「食品表示の適正化」「環境にやさしい農業」「地産地消」「リスクコミュニケーション」といった分野を重点的に取り組む必要があると整理しました。

5ページQ4のとおり、これらを受ける形で、「3期計画でなにに取り組むか」、基本的な考え方を整理し、計画の連続性と新たな取り組みを明示しました。

骨子案をご覧ください。先ほどの下書きの5ページにあった整理した考え方が、この骨子案にある「基本的な考え方」です。

基本的な考え方として4点をあげました。

1つめは、大きな方針ですが、計画の1期から続く「安全・信頼・安心の向上」をはかるということ。

2つめは、課題としてあげられることを特に取り組むべき施策「コンプライアンス」「食中毒防止対策」「食品表示」「環境にやさしい農業」「地産地消」「リスクコミュニケーション」の6点を重点施策として位置づけること。

3つめは、これまで「安心、安全を支える基盤づくり」として取り組んでいたものに加え、発展的継続性や子どもたちを含めた将来の安全・安心な食生活の確保という視点を第3期として新たに導入するということ。

4つめは、手法として県民とのコラボレーションを推進するということです。

下書き6ページをご覧ください。これら4つの基本的考え方を「目標と施策の方向」として、行動計画に落とし込みました。

骨子案にあります計画の目標は、「すべての県民とのコラボレーションにより、『将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県』の実現を目指します。」という大目標の一文とし、具体的な施策の方向としましては、「1 食品等の安全性の確保」「2 食品に対する安心感の向上」「3 将来にわたる安全な食生活の確保」の3つを掲げ、それぞれに重点施策を振り分け、コラボの手法を積極的に活用して目標を達成していくというものです。

これらのところは、骨子案の1ページから2ページに同様に記載してあります。

下書き6ページ下のイメージ図をご覧ください。これらで、目標達成に着実に近づいていくという立体的な構造になっております。

下書き7ページの図をご覧ください。

この計画では、安全は「リスクが低いこと」であり、信頼は「約束を守ることから生まれるもの」、安心は「安全と信頼を理解することから生まれるもの」ととらえています。

信頼は、安全、安心と密接に関係しているため、施策の方向という形で独立したものとしては現れてきません。コンプライアンスの推進が主に信頼の構築を担っていくこととなります。

参考資料の2つ目にありますが、前回、「50年先の水環境を守るべき」といったご意見をいただきました。

この計画においても、安全・安心な食生活のためには地球環境保全、農業の持続可能性との関係を明確にしておく必要があると考え、「将来にわたる安全な食生活の確保」という新たな施策の方向を導入し、計画の構成を変更しております。

参考資料の3つ目の「消費者教育という視点」についてですが、下書き8ページの消費者に対するコンプライアンスの理解の促進、10ページのリスクコミュニケー

ションにおけるリスクの総合的な理解の促進といった形で、導入しております。

消費者は、情報、サービスの受け手としての受動的な存在ではなく、「自ら進んで理解すること」がますます求められます。

参考資料4つ目、「コンプライアンスの重要性」については、下書き8ページをご覧ください。

コンプライアンスについては、各論における独立した1項目とすのご意見とコンプライアンスの定義に関するご意見もいただきました。

コンプライアンスは、「法令遵守」といった狭い解釈の仕方ではなく、法令遵守も含めた「社会的要請(社会の期待)に応えること」であると定義し、この意味でのコンプライアンスを社会に浸透させていきたいと考えております。

事業者の方には、コンプライアンス意識の定着、コンプライアンス体制の構築、コンプライアンスに関する情報をホームページなどでオープンにさせていただきたいと考えています。

消費者は、事業者がコンプライアンス体制を構築するには、大きなコストの負担が発生することを理解しなければなりません。そういった面を含めて、広報・啓発、リスクコミュニケーションを展開し、関係団体の方などとのコラボレーションによって消費者の理解の促進し、消費者がコンプライアンスに取り組む事業者を応援するといった流れを作っていきたいと考えております。

参考資料5つ目、「学校祭などにおける食の安全性の確保」については、下書き9ページ冒頭をご覧ください。

学校祭などにおける食の安全性の確保については、前回の「パブリック・フード」という言葉を「公共食等」という言葉に変更し、範囲を広げ、これらについても重点的に取り組むことといたしました。

具体的には、市町村や教育委員会等と連携して、各種イベント、祭等で提供される食の情報収集に努め、保健所による事前の衛生指導を徹底してまいります。

参考資料6つ目、リスクコミュニケーションの双方向性を高める工夫、情報の共有化の推進については、下書き10ページをご覧ください。リスクコミュニケーションについては、サイエンスカフェの開催や、相談情報の共有化などのご意見をいただきました。

サイエンスカフェに関しては、茶菓の提供は別としまして、実際に県民の中にある身近な問題、課題、要望を知ることができるなど、大規模な多人数を集めて行うものではない、多様で詳細で身近な情報共有の機会になりうるという長所を取り入れて、たとえば、シンポジウムのスタイルを、説明と意見交換のバランスを見直したり、出前講座や少人数の意見交換会においてグループ討論の時間を設定したり、といった工夫を積極的にしていきたいと考えております。

関係団体などとのコラボレーションにより、団体主催でサイエンスカフェを実施

していただき、そこに県もかかわっていただけたらと思っております。

第2期の中間見直しで取り入れたソーシャルメディアサービスの活用なども新たな可能性を秘めています。広報戦略としても、リスクコミュニケーションの機会としても、十分な検討をしてみたいと思います。

「相談内容などを含めた情報の共有」については、要点を分かりやすくまとめた形での情報提供と、詳しくお知りになりたい方向けに、生のままの詳細データの情報提供の両面から、ホームページなどで積極的に広報・啓発をしていきたいと考えています。また、高齢者や子ども向けなど各世代に応じた情報発信、共有にも配慮してまいります。

参考資料7つ目、「コラボレーションの具体化」については、下書き12ページをご覧ください。

コラボレーションは、単発型にとどまらず、より長期的・構造的なコラボレーションを目指すこととしております。ただし、その具体化については、前回から大きな進展はできておりません。社会における信頼の構築、食品の安全・安心の持続可能性の確保といった、現在のわたしたちが直面しているテーマは、県行政だけでなく、コラボレーションによって、社会全体として取り組むほかはないと考えます。

まずは県から積極的に働きかけ、情報の共有といったところからスタートし、コラボレーションにつなげていくということを考えております。

特にリスクコミュニケーションにおいては、県、関係団体の様々な取り組みに関する情報をお互いに見やすくできないかなど、今でもネット検索でそれなりに見ることができる部分もあるのですけれども、意識的に見やすくして、その中から、はじめは相互に資料配布の場とするなど、様々なレベルでのコラボレーションを進めていければと考えております。今後、各論において検討を進めてまいります。

参考資料8つ目、「計画の構成・項目順序なども含めた分かりやすさの工夫」については、計画の構成・項目順序については、前回から大きく変更いたしました。3つの施策の方向別に事業計画を記述しております。

並び順としては、「安全の取り組み」「安心の取り組み」「それらを続ける取り組み」という順が分かりやすいと考えました。

リスクコミュニケーションは、「双方向的なリスクコミュニケーション」「食品の安全と信頼に関する情報の提供」「県民の意見の収集と活用」という3つに区分し、わかりやすくしました。

また、各事業計画にはサブタイトルを設定し、内容が分かりやすくなるようにしました。また、用語解説を設け、コンプライアンス、サステナビリティなどの用語解説を行っております。参考資料の裏面に、アクションプランの新旧対照表を参考として載せております。

「農業大学校に有機生産の科を設けるべき」とのご意見もいただきました。これ

については、本日、担当課である農業経営課の担当係長に来ていただきましたので、簡単に説明をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いします。

(後藤文和課長補佐(農業経営課))

農業経営課の後藤と申します。よろしくお願いします。

前回の協議会でいただいたご意見についてですが、農業大学校は可児市にございます。現在、野菜・果樹学科と畜産学科の2学科がございます。

農業大学校は2年制となっておりますが、2年生で32時間ほど、有機農業と環境にやさしい農業を学ぶ授業を設定しております。

現状では、圃場や農業機械の関係などの制約もありまして、学科の新設は検討しておりません。

けれども、2年生になりますと、「プロジェクト課題」と申しまして、必修で1つの課題に学生が取り組み、それを研究して卒業していきます。その中で、有機の課題に取り組みたいという学生が現れれば、プロジェクト課題に設定できるよう検討していきたいと思っております。

ただ、農業大学校の担当の意見ですが、基本的には高校を卒業して入る学校ですので、まず農業のイロハを教えるということが大前提となっております。有機農業はワンステップ上のことになりますので、そのあたりもご理解いただければと思います。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

ありがとうございました。わたしの方からの説明はこれくらいにしまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いします。

(前澤会長)

今日は骨子案を決めたいと思っておりますので、骨子案に対するご意見、あるいはまた、下書きの総論の説明もいただきましたのでそういったところへのご意見、また、県の食品安全行政に対し、こういうことをやったらどうかというご意見、現場に落とし込んだご意見でも結構ですので、そういったことをご発言いただければと思います。

発言の順番は消費者、生産者、流通業者、学識経験者。2人か3人で切って、県の方から応えていただければと思います。

ではまず河原委員、よろしくお願いします。

(河原委員)

全岐阜県生活協同組合連合会の河原です。よろしくお願いします。

全体としてはいい中身だと思っています。流れもだいぶ整理していただいたなという感想です。トータルとしての方向性はこれでいいのじゃないかなと思います。

施策の方向2の「食品に対する安心感の向上」について、県の手法としてはそういうことなのかなと思いますが、「リスクコミュニケーションの推進」一本で安心感の向上というふうに消費者はなるのだろうか、という気がします。

もちろん、リスクコミュニケーションの強化はやらなくちゃならないと思っています。もっともつきめ細やかに、サイエンスカフェといったやりかたを含めて、いろんなやり方でリスクコミュニケーションをしていく、いろんな場で、消費者が疑問に感じたり、不安に思ったりすることにきちんと対応していく、というスタンスが必要だというのはそのとおりだと思います。

ただ、これをきちんとやっていくだけで安心感が高まっていくのかな、というのは、イメージとして固まっていないですけれども、これ1本やればいいとは、ちょっと、なりにくいという思いがあります。

「じゃあ、なにをやったらいいのだ」という話になりますけれども、なかなかむつかしくて、さきほど先生が言われた、県がやったことがないことを考えていたのですけれども、またのちほど発言させていただけるとありがたいと思います。

施策の方向2だけは少し引かかりました。以上です。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、羽場委員、お願いします。

(羽場委員)

非常に難しい問題で、わたしたちはそれほど、食品安全を中心にやっている団体ではございませんので、とにかく、食品の安全・安心ということをきちんとうたっていただきまして、それを実践できるような教育現場とか、そういったことに取り組むことができるような教育をしていただければ、わたしたちはそれに従いまして、進歩してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(前澤会長)

ありがとうございました。

では、「リスコミだけでいいのか」というご意見に対して、コメントがあればお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

従来のリスクコミュニケーションは、「一定の人数を集めてその場でやっていくもの」といったイメージが非常に強いですが、第2期計画の中間見直しの際に松岡

委員からご提案いただいたソーシャルメディアサービス、具体的にはフェイスブックの利用にわたしもは着手しているわけですが、その中にノロウイルスに関する情報を提供いたしましたら、すごく反応が返ってきたということです。

わたしたちには、ノロウイルスが変異して流行を繰り返すという知識がありましたが、聞き慣れてしまって、そんな知識はちょっとしたものだ、感覚が麻痺していました。そういうようなものを載せたら反響がありました。

こうやって知識の普及が進んでいくわけです。これはすごく利用価値のあるものだなと感心しました。広報戦略に使うだけでなく、こうした活用もできるのではないか、ソーシャルメディアサービスの活用も含めて、リスクコミュニケーションを進めていきたいと思っています。

また、前回、林委員からサイエンスカフェをやってはどうかという意見もありました。サイエンスカフェの長所を取り入れたものをなにかできないか、いま手元にいくつもやり方を持っているわけではございませんが、そういったものも含めたいろいろな取り組みをやっていきたい、そして安心感の向上につなげていきたいと考えております。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、齋藤委員、お願いします。

(齋藤委員)

内容は、言葉がやさしくなってよくわかります。

骨子の中に、より多くの県民とコラボレーションをしていくとあります。なにかいい手段はないかなと考えました。

毎週小学校から配られる献立表に、なにかルールがあるのかわかりませんが、献立表の中に、「この野菜は、お肉は岐阜県産ですよ」と、ちょっと載っているだけで、「岐阜県は岐阜のものを使おうとしているのだ、意識されているんだ、給食でも地産地消を進めているんだ」と親も気づくんじゃないかと思います。買い物に行くときは岐阜県産のものを買いますが、献立表には出ていません。

上の方だけの議論にとどまらないでほしいと思います。結局、大きい流れを動かすには、ボトムを広げて、理解してくれる人を増やしていくことの方が手っ取り早いし、なにか新しいことをやるよりも、今あるものをちょっと工夫するだけで動きが変わるかなと思います。

小学校のひと工夫で、給食の献立表が変わるのであれば、たとえばほうれんそうのところに岐阜県のマークをつけるとかすればいいのではないかと思います。

今の献立表は、栄養バランスに気をつけて作っているのだなということがよくわかります。母親は、給食と夕食がかぶらないようにと、献立表を見るんです。昼もカ

レーで夜もカレーじゃいけないと思います。

献立表を工夫すれば、受け手の意識も変わってきたりして、また、子どもも、今、アレルギーの問題もあって、献立表を見ているので、消費者教育になると思います。より広い形での県民とのかかわり方といえるでしょうし、地産地消の推進の一角にもなるのではないかと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、北瀬委員、お願いします。

(北瀬委員)

前より分かりやすくなっていいなと思うのですが、この中には県民は出てこないのですか。「こういう人たちには指導します」「こういう人たちには講習会をします」とあるのですが、県民がどの部分で出てくるのかなと思いました。

県民が意見を言いたいと思ったときの窓口、こういうことを聞きたいと思ったときの窓口がわかると、県民も一緒に参加できるのかなと思いました。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、林委員、お願いします。

(林委員)

いろんな1つ1つのことに対して、行政側が行うことが具体的に羅列してあるのですが、「消費者に対してどういうことを起こすのか」ということの詳細がなくて、たとえば下書きの10ページの、リスクコミュニケーションを推進するということで、「消費者が正しく理解するための情報の共有を推進します」と書いてありますが、「どうやって?」と思ったのです。

18ページの食中毒防止のところには、「事前の衛生指導を徹底します」と書いてありますが、それは義務化されているのですか。イベントがあって、食材を提供しますということになると、それを扱う方の衛生の講習会は義務化されているのですよね。それを「もっと徹底します」ということはなにをおやりになるのですか。

その辺を疑問に思っていて、行政が行うことはいろいろと書いてあるのですが、一県民の立場で受けられる情報は何なのだろうと思います。

さきほど、加藤さんがSMSを使っているとの話をされましたが、すごい反応なのだと思いました。今からの時代はそういうものがタイムリーですし、わたしは、県のホームページにいろいろ書いてあるということを見ても、面白い情報だったらネットサーフィンでたどり着くと思うんですけど、「県のホームページなんてだれが見るんだろう?」なんて思ってたんですけど、SMSはすごいなと思いました。

消費者に対する教育というものは、たしかに消費者は受け身なのですけれども、わたしはいろんな講習会などに行くのが好きなので、サイエンスカフェにも行ったのですけれども、そういう「自ら行動する消費者」に対してはいろんなものがあるから、行って勉強もできるのですけれども、そういうところに行かない一般の県民のレベルアップはどのようにしていけばいいのかなと思います。

すごく思い入れがあって勉強しようかなという人以外の人をどうするのか。具体的にはちょっとわからないのですけれども。

29ページの遺伝子組換えについて、遺伝子組換えは、「遺伝子組換えです」「遺伝子組換えではない」「不分別」という3種類に仕訳がしてあります。

「遺伝子組換えではありません」というのは任意表示で、義務じゃないのですけれども、そう書いてあることによって、それを見た消費者が、「遺伝子組換えって体に悪そう」と思っているようです。

この資料をいただいてからまわりに「遺伝子組換えのなにが悪いと思う？」と聞いてみたのですが、イメージ的に悪そうって思っているだけで、結局みんなわかっていないのではないのでしょうか。

「遺伝子組換えで害虫に強いのができたら農薬をまかなくてよくなるのだから、農薬を体内に取り込まずに済むのだからいいかもしれない」とか言いながら、「そもそも遺伝子組換えって悪いの」という話にまでなります。

学識者の方にとっては当たり前でも、県民の皆さんは、わたしも含めて「そもそも遺伝子組換えってなに。いいの、悪いの？」というレベルでわかっていない。こういうことを含めて県民に伝える場があるといいのじゃないかなと思います。

出前講座の案内もいろんな文書に入っていて、わたしはいろんな企画をするのが好きなので、県の方を呼んで出前講座をやりたいなと思いつつも、もう何年も経ってしまいました。

わたしが勉強してきたことを自分だけじゃなくて、ほかの方にも伝えていきたいという思いはずっとあるのですけど、なかなかできない。「どうしたら県民の皆さんに伝えていけるのかな」と思っています。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、コメントありましたら。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

齋藤委員の話については、関係課から発言願います。

(山田真吾課長補佐(スポーツ健康課))

スポーツ健康課でございます。

「給食だよりに県内産の食品の表示を」というご意見をいただきましたけれども、各学校給食施設で献立を作成する栄養教諭または学校栄養職員の研修会などでは、「給食だより、献立表に岐阜県産の表示を必ずするように」と言っております。むしろ、わたしどもとしては、表示をしていない地域の方が少ないとの認識でおりましたが、今ご意見をいただきましたので、また今後研修会などでいっそう働きかけてまいりたいと思っております。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

スペース的にほかのことを載せることはできますか。

(山田真吾課長補佐(スポーツ健康課))

献立表にスペースはなかなかございませんので、「献立表」には岐阜県産のマークですとか、地元のマークをつけたりして産地を表示する。「給食だより」のほうで、地場産物ですとか、地域で採れた食材や生産者を紹介する、というような、そういう形が多いと思います。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

親さんに届く資料としての活用法はあるなという理解をしていますので、いいものがあればコラボで進めてまいりたいと思います。

(齋藤委員)

子どもの教育も巻き込んで、岐阜の地図が載っていて、「ここで採れたものだよ」とか、子どもも巻き込めるような楽しいものになると、ただの献立表よりもいいかなと思います。

(前澤会長)

非常によくわかります。ただの献立表では味気ないわけです。

情報を発信していきますと「これいいよ」となっていきますので、県庁の、県職員の横の連携が大事になってくるのではないかと思います。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

北瀬委員の意見について。

食に関する相談窓口としてはわたしどもが窓口として受けております。各保健所も相談窓口になっておりますので、保健所に電話をかけていただいてもかまいません。

計画には「県の目標」「県の取り組み」を書いていますので、計画からは、「県民

がどうかかわって、どう変わっていくか」ということまでは見えてこないです。いたしかたないといえればいたしかたないと言えるかもしれませんが、「県民がどう変わっていくか」という視点が大事なのだらうと思います。具体的にどうしていったらいいのかということは今すぐにはお答えできません。

林委員の意見について。

「食中毒の衛生指導は義務でしょう」という話ですが、法的義務があり罰則があるものもあれば、努力義務もありますし、指導の範疇のものもあります。強制できないものについて「こうした方がいいよ」と強く言うこともあります。そういういろいろなものが含まれていますので、できるだけ強く求めてまいるということです。

「ホームページはだれが見るのか」。もっともな指摘でございます。行政はホームページを都合のいいように使う面がありまして、ホームページに載せただけで「広報を徹底した」と大げさな言い方になってしまうという、そんなところがあるかもしれません。

わたしたちは、高齢者、子ども、子を持つ親さんたちを気にかけています。そういう人たちには重複してもいいから伝えていけないかと思っております。フェイスブック、紙ベースの資料などがそうです。

食品安全推進室では、「食卓の安全・安心ニュース」を毎月発行しています。キャラクターを入れて、マンガチックなギャグを入れながらやっています。こちらも徐々に反響が出てきています。「面白い。次はなにを載せてくれるの」という感想も来ております。「気軽に感想をお寄せください」とも載せているところです。

すき間を埋めるようなことを考えています。「給食だより」や「献立表」も活用すれば役に立つと思います。

遺伝子組換えはなにが悪いのでしょうか。日本人はわからないものをこわがって拒否するので、遺伝子組換え表示もこうなったということです。なにが悪いというデータはありませんので、アメリカでは平気で使っています。日本はそういう文化ではありませんので、親切に表示をする。その悪影響はおっしゃるとおりでございます。

わたしたちは遺伝子組換えについて「一般には十分知られていない」ということに気づいていなかった。わたしたちが麻痺していたということですので、ご意見は十分心に留めてまいりたいと思います。

人間社会では、10%が積極賛成派、10%が積極的反対派、残り80%は無関心です。無関心が大勢を占めているにもかかわらず、わたしたちの行動は、20%の言動に敏感に反応して、無関心側に寄せていくようなことになっています。「無関心な人をどうやって振り向かせるか」は永遠の大きな課題だと思っております。

(前澤会長)

「県民がどこにいるのか見えない」という非常に厳しいご意見です。

サイレント・マジョリティへの対応は非常に難しい。これまでにない取り組みがあれば、ぜひまた聞かせていただきたいと思います。

では、生産者として、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

全農岐阜の藤井でございます。よろしく申し上げます。

前回の「6つの目標と18のアクションプラン」を大きく組み替え、集約した格好で、全体の流れとしては非常にわかりやすいと感じています。施策の方向1、2、3の流れは非常に受け止めやすい。

ただ、生産者団体の立場からしますと、施策の方向3は「将来にわたる安全な食生活の確保」といった大きな題目になっています。中味としては、「環境にやさしい農業の推進」「地産地消の推進」などとなっています。

食品安全ということについては、消費の視点が強いと思うのですが、施策の方向3については、「食糧確保」という視点も少し入れ込んだらどうなのかなと思えました。全然角度が違うということであればそれはそれでいいのですが、「将来にわたる安全な食生活の確保」となると、その「食生活」の中には「食の確保」「県民の食糧確保」ということもあってもいいのかなと。われわれ農業団体からすると、そういうことも、もっともっとPRしたいなと思います。

農政部の方もいらっしゃっていますが、農政部では「ぎふ農業・農村基本計画」の策定をしています。農業や農村の実態を明らかにして、その上で、どういう方向づけをしていくのだということをやっています。そういうところを少し地産地消の「地産」の部分に入れ込んで、「こんな課題があるのだけれどもこういう方向づけをして、その食料や品質を確保していくよ」ということがもし入れば、消費側とのコラボにもなっていくのかなと、こんなことを思いました。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、養豚協会の水野委員、お願いします。

(水野委員)

生産者の立場で、地産地消に一生懸命力を入れていきます。

これまで過去3回、グランドホテルで消費者の方に県内産豚肉をふるまうということをやってきました。今般、関市で親子80組を招待して岐阜県産の豚肉をふるまい、楽しんでいただきました。生産者として消費者とのコラボに努めています。

齋藤委員から「学校給食で産地をわかりやすく取り上げていただけたらどうか」という意見もありましたが、地産地消という角度からはっきりと打ち出していただけたらありがたいなと思っております。

林委員がおっしゃられた遺伝子組換えの話ですが、当初の流れで、「GM作物(※)を飼料に使うと大変な問題になる」ということで、生産者としても非常に困惑した時期がありました。

昨年、アメリカは大干ばつでしたが、GM作物でなかったらもっと大凶作になっていたという報告もあるくらいです。農薬の残留が非常に少ない穀物が採れるという話も聞いています。現実どれくらいなのかはわたしも調べていませんが、安全性の問題がもう少しはっきりとわかるといいなと思います。われわれ生産者もコンプライアンスという厳しい中で生産している段階であり、はっきりしていただきたいという思いはあります。消費者の方も同じような思いで消費されていることと思いますので、これから非常に大切なことになってくるのではないかなと思っております。

※GM作物

「遺伝子組換え作物」のこと。英語の

「Genetically

Modified organism」

から「遺伝子組換え作物」を「GM作物」ともいう。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、コメントありましたらお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

藤井委員の「食糧の確保」について。

食品の安全・安心の分野で、「食品ロス」が世界的に大きな問題になっています。これは「食糧の確保」に非常に近いものですので、そういった問題は取り入れていかなければならないと思います。「食品ロス」はいろんな視点から取り組まないと解決しない問題ですので、「食糧の確保」という視点を持つことは非常に大事でしょうし、直接的な農産物の取り組みについては各論において検討を……。今なにかコメントできる課はありますか。

(藤井委員)

特によろしいです。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

では、各論において検討をしてみたいと思います。

(藤井委員)

ここでもPRできるといいなと思ったのです。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

水野委員のご意見について。

需要と供給のバランスがとれて初めて商売が成り立っていくという中で、消費部

門に積極的にPRをされています。良いものであるがゆえに歯がゆい思いをされていることだと思います。わたしどもに具体的になにができるのか定かではありませんが、料理とのコラボですとか、イベントとのコラボですとか、そんなところになにか活路がないかなと思います。

遺伝子組換えについては、「わからない」ということが大きな要素になって、飼料にも影響が及んでいるということだと思います。こうした点は、今後の1つのテーマとして検討してまいりたいと思います。

(前澤会長)

では、北野委員、お願いします。

(北野委員)

食品衛生協会の北野でございます。

わたしどもは保健所から営業許可をもらっている2万5千社の団体です。飲食店、喫茶店、旅館などいろいろありますが、今一番問題になっているのはノロウイルスの食中毒です。先日も広島で2千人くらいの食中毒が発生しています。

われわれも非常に注意しているわけですが、年に1回の食品衛生責任者講習会で責任者には注意喚起しているのですが、それが一般従業員にどれくらい伝わっているのかはわかりません。

ノロウイルス対策では一般従業員の健康管理が一番重要なのですね。大手では「健康管理表」というものを作られていて、37.5℃の熱があったら休むように、来させないようにしているということです。

具合の悪い人に働いてもらうのが一番困るのです。ちょっとしたことが食中毒につながりますので、「健康管理表」をわれわれの協会でも作って、事業所に義務づけなきゃいけないのかなと思っています。

次に、この計画は条例に基づいて作られるのですよね。そうすると、県民の皆さんが理解するということが一番大事になってくるわけですね。

ここにおられる皆さんはいろいろなところでのトップクラスですからいいかもしれませんが、一般の人が、コラボレーションとか、リスクコミュニケーションとか、コンプライアンスとか、理解できますかね。もっと簡単な言葉はないですか。コラボレーションであれば「お話しあい」とかにするのは難しいのかな。

コンプライアンスであれば「法令遵守」とか。普通の人がリスクコミュニケーションと聞いてもわからないと思うのですけれどもね。優秀な人が聞くとわかるのでしょうけれども、普通の従業員にはこれはわからないですよ。そう思います。もっとやさしい言葉にできないのかな、というのが率直な疑問です。

食品表示に関して、昔は、JAS法はJAS法、食品衛生法は食品衛生法となっ

ていましたが、これをいっしょにしちゃって、原材料を「重い順に並べなさい」ということになっています。重い順に並べてなんの得があるのか。皆さんの健康には関係ないのですね。

それよりも、わたしは、アレルギー食品について、たまごと小麦粉とか、法令で書かなければならないのは7品目でしたか、そのアレルギーの表示をトップにして強調しないと、これ大変なことになると思いますよ。

法律的には非常にむづかしいのかもしれませんが、できないことでもなんでも言ってくれと先生がおっしゃいましたので、岐阜県から発信して、法律を何とか変えてくれと国の方へ言っていたらとありがたいなと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、武山委員、お願いします。

(武山委員)

前回水環境を守ること、有機農業のことを話しました。農業大学校ではある程度時間を割いて有機農業を教えているということで、非常に心強いなと思いました。

まだ有機JASのガイドラインもできていない段階ですが、環境にやさしい農業を残していけたらと思っていた矢先でしたので、ありがとうございます。

今中国で問題になっている環境問題。地球は水も空気も全体を流れている。

中国の問題がテレビで報道されていますので、空気はつながっているのだということが一般の人にもわかっていると思います。

そんな中で「農業になにができるだろう」と考えたとき、今、子どもたちに授業をするとき「おまえなんで生きてる？」と聞くとぼかーんとしている。われわれの時代は「おまんま食ってるから」と言えた。

「お母さんが毎日出してくれる食事であんたたちは動いているのだよ」と。どうやってそのことを感じられるかという、「おまえたちおならをしてみい。きのう食べたもののにおいとちやうんか」と。

給食の献立表になにかを載せるときには、子どものキャラクターもうまく交えてこういったことも載せては。

「自分たちはどうして生かされているのだろう」という、その基本の「農」がみんなどこかに行っちゃってるんですね。

機械化になり、「危ないからやめなさい、危ないからやめなさい」で、昔の子どものようにお手伝いするということが全然なくて。

子どもたちに収穫体験をさせるとき、お野菜のしゃぶしゃぶを毎回やるのです。そうするとお母さん方が「あんなに野菜をたくさん食べて、どうしたのだろうね」とい

うくらい取り合って食べるんです。

今の公教育にそういう時間があるのかないかわかりませんが、そういう食の基本的なことを子どもたちが楽しんで体験できたら。

子どもたちに、「自分たちはこうなのだよ」と端的に話をすると、ふんふんと聞いている。

野菜を手でちぎって食べる子どもの姿を見て喜んで帰っていくお母さん方の姿を見ていると、人が快適に暮らすためのものが邪魔をされていて。

「日本には兵役がないのだから、農業を体験したことがない人は1年だけでも山の奥の荒地で農業の訓練をするといい」と冗談を言っていたことがありました。

山の荒地地ででもいいから農業体験学習的なものが何とかできないかなど。

「それがあなたたちの命を守っているのだよ」ということを教えてあげたいと感じています。

まあ、環境は自分たちが守っていてもよそから影響が来ますが。

あと、先日、うちの無農薬の小麦粉で作ったクッキーを天皇皇后両陛下にお食べいただきました。その話をまわりにしたら、岐南町の水を天皇・皇后両陛下はお飲みになれなかったという話を聞きました。なぎなた競技の会場の話のようですが、天皇皇后両陛下の体調を考えてのことなのか、なぜだったのでしょうか。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、コメントがあればお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

北野委員のご意見について。

すべての県民が理解できるものというのは存在しないと思いますが、なるべくわかりにくいところがないよう努力はしていかなければならないと思います。

わかっていたためにリスクコミュニケーションを進めていくということにもなるのかなと思っております。

表示については、事業者の方からも消費者の方からもクレームが多いです。事業者の方も消費者の方も勉強しないとわからない。わたしども担当課であっても、個々の事例を当たらなければ、どこにどういうふうに書いてあるのか、法令がたくさんあり過ぎて、それがさらに細かくなっており、非常に分かりにくい。そうしたことを踏まえて表示の一元化法が検討されています。一部の一元化法です。食品衛生法、JAS法、健康増進法の一本化の作業が進められています。期待をしておりますが、その概要がなかなか見えてこない。政権交代があり、国会の状況が複雑ですので、目途もはっきりしません。だれにも利益があり、わかりやすい法律というのは、「二兎を追う者は一兎をも得ず」となりがちです。それでも期待をしま

す。

武山委員の岐南町の水の件ですが、宮内庁は厳しく、もしものことがあってはいけないということで、事前に綿密詳細な検査をし、製造工程がきちっと管理されて万が一がない水を提供していくというのが基本姿勢です。

岐南町で提供された水の件については直接承知しておりませんが、国体にいらっしゃった方には岐阜県の水を提供しております。岐阜や西濃は「水の都」であり、自噴水があり、おいしい水だと思っておりますので、提供できればよかったです。ご理解いただきたいと思えます。

食に関する次世代への教育ということについては、ぜひ進めていっていただきたいと思えますし、子どもたちへの啓発について考えていきたいと思えます。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、流通業者として、福富委員、お願いします。

(福富委員)

出てきたものを見るといろいろ言えますが、作る側は大変だったろうと思えます。ものすごくまとまっていてありがたいと思えます。4つ話をさせていただきたいと思えます。

1つ目は、さきほど藤井委員もおっしゃいましたが、生産者のことがどこかに出てくるとありがたいと思えます。

施策の方向3の重点施策の「環境にやさしい農業の推進」や「食品の安全を守る人材の確保・育成」というところについて、農業従事者が少なくなっているとか酪農従事者では事業者そのものが減っているといった実情を見ると、ここに岐阜県の弱点があるのではないかと思えます。

補助、支援は1つの課で言うことができないので難しいのかもしれませんが、金銭的な部分は度外視して、なにかここに書き込まれることがあっていいのではないか。基本的な考え方の中の「将来にわたる安全な食生活の確保という新たな視点を加える」というところからしても、生産者が強調されるべきではないかと思えます。

たとえば、酪農は飼料価格が上がっているなど厳しい状況にあり、事業者には「これからどうやっていくのか」という率直な思いもあるようです。

岐阜県の農業、酪農を育てていくことになるかと思えますので、計画に生産者のことを入れていただけると、関係課にも浸透していくのではないかなと思えます。

2つ目ですが、北野委員も言われましたが、計画の中にカタカナ語が多すぎるのではないか。「プロセス」は「過程」でいいでしょうし。なにか大きな意味を持って

書かれているのであれば、用語解説のところでも語られるのでそれでよいのかもしれませんが、それにしても、とっつきにくい人の方が多いのではないかなと思います。

3つ目ですが、施策の方向1の「監視指導・検査の推進」のところについて、どうでもいいことなのかもしれませんが、最近問題になっているのは、アレルギー物質、放射性物質です。あと、PM2.5といった汚染物質。

問題は時代とともに変わってくるので、この計画が策定されるまでにまた変わってくるのかもしれないけれども、現代的に、「これはこれからも問題になるであろう」というものを先に表示していった方がいいのではないかなと思います。そんなことしなくても済んでいくことですが、ちょっと考えてみていただけたらいいかなと思います。

4つ目ですが、給食だよりについて、さきほど山田課長補佐（スポーツ健康課）さんも言われましたけれども、「地産地消」「どこで作られたものか」ということは栄養教諭がすごく大事にしている、給食の時間にそういうことを広めたりしていくという段階にありますので、産地の表示はたいしていしているところが多いと思います。あるいは、どこかで子どもたちに伝えているとか、授業でやるとか、給食の前の10分くらいで説明して食べさせるとか。あるいは担任の先生に知らせておくとか。そういうことはやっていると思います。

県学校給食会には食育専門員という人がいまして、いろんな学校に行って、栄養教諭を指導したりお話をさせてもらったりしています。その中で、アレルギー物質の表示を加えることについてもお話させてもらっています。

こちらでも資料を集めて、少しでも、産地やアレルギー物質を表示するという形式が広まるように、お手伝いさせていただきたいと思います。

（前澤会長）

ありがとうございました。では、坂井田委員、お願いします。

（坂井田委員）

岐阜魚介の坂井田です。今回の骨子案に関してはよくまとめられていると思います。非常にいいのではないかと思います。

食品安全対策協議会は、食品の安全・安心を消費者の方に伝えるという場でもあると理解しているのですが、本当にここ5年くらい前から、われわれの市場に入荷する品物に対する、出荷者の、コンプライアンスを含めた安全への意識が非常に上がっています。

マスコミで騒がれるようなこと、偽装表示ですとか、賞味期限の改ざんですとかが以前はありました。

しかし、今では、会社の命運を左右するということで、各メーカーさんがその点には非常に敏感になりました。各社とも、自主検査の検査所は素晴らしいものをお持ちになっています。自主検査をできるように設備投資をすごくされています。

わたしに言わせると、食品の安全というものはかなり確保されている。むしろ、食中毒なんていうものは、調理の仕方など人的なものが原因であって、決してその品物自体が悪かったからということではないと理解しています。

一般の消費者の方が品物を買って家で料理をする場合は、自分の目で見て、「ちょっと古いな」と思えばよく火を通すなど、ごく当たり前のことをやっていらっしゃると思います。

ただ、その中で不安を覚えるとするなら、ノロウイルスであるとか、あるいは放射性物質だとか。こういったものは目で見えませんが、その対策は、やはり行政の指導の下で、となりますが、各漁協などでのそういった検査も今かなり進んでいますので、その点の心配もないと思います。

輸入物に関しては、当社も扱っていますが、欧米に比べて日本の基準は厳しすぎると言われているくらい、厳しい基準で検査されています。

さきほど室長から話のあった「食品ロス」について少しだけ意見を言いたいのですが、メーカーは、たとえばday3で大丈夫なものでも、なにかあると困るので、1日くらい短めの表示をするんですね。それが「食品ロス」になっており、非常に目に余ります。

あまりにも敏感になり過ぎて、まだ食せるものを廃棄するということは、食品に携わる事業者としていかなものかなという思いがあります。そのあたりをアピールしたいと思いました。

行政に食品安全対策でお願いすることは、「食中毒警報が出ましたよ」とか「ノロウイルスに注意してください」とか、そういう情報は市場関係の事業者には来るのですが、そういった情報がもう少し一般の消費者の方にも届けばいいのかなと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、橋本委員、お願いします。

(橋本委員)

骨子案については特にどうこうということはなく、素晴らしいなと思います。

ここに書いてあることはうちの社内でも同じことが起こりますので。たとえば本部とお店の関係ですとか、あるいはバローとお客様の関係ですとか。そういったところでも、ここに書いてあるようなことはやらなくちゃならないと思いますので、そういった意味合いで参考にさせていただきたいなと思います。こういったところが率直

な感想です。

話を伺っていて、ご提案が2つほどあるのですけれども、1つは、このすばらしい骨子案というものを、「県民や事業者のどの層に伝えなければならないのか」「本当に伝えなければならないのはだれなのか」というところが問題だと思います。

先ほど話があったとおり、こういった話に関心がある人は1割くらいで、その他8割は「無関心」とおっしゃっていましたが、まあ、普通の方がいらっしゃる。残り1割に、一番問題があると負います。

同業者の中でも、この残り1割というのが問題を起こしたり、意図的な偽装をしたりして、残りの9割にすごい悪影響を及ぼす。今のご時世、ほとんどの人はきちんとやっているし、意識の高い方もおられる中で、本当にこの1割の問題のあるところが全体を巻き込んでいく大きな問題になってしまう。これは今という時代の大きな特徴かなと思います。

端的な例としては、2、3年前にあった事故米の問題。あるいはEUで問題になっている馬肉混入の問題。本当に1社の不正が大問題になってしまうという時代になっています。

この1割のところをどう教育していくか。もつという、監視、取り締まりをしていかななくてはならないなど。非常に難しい問題であると思いますけれども、そういうふうに感じました。

もう1つの提案ですが、食品の安全・安心の中の食品の表示について。わたしたちも食品の表示を作る場面があるのですが、実は免許もなにもいらない、あるいは資格もなにもいらない。こういう世界で、今世の中では表示が行われている。「これで本当にいいのかな」と常々思っています。

食品の表示というのは、さきほど加藤さんも言われましたが、非常にたくさんの法律があって、はっきりいって複雑怪奇です。どれだけ勉強してもわからない。

これだけ難しい問題を、食品事業者の実践教育、知識の習得にまかせて済ませている。本当にこれでいいのかわかると疑問に思います。

食品の表示とは、食品の安全性を担保する問題でもあるのですけれども、健康被害につながるアレルギーの問題もある中で、本当にこのような状況がいいのかどうか。

たとえば、岐阜県さんなりが、公的な権威のもとで、食品表示管理士のような、そういった免許制度を作ってみるだとか、そういう資格制度を作って全国に発信されるだとか、そういう公的な権威を持った資格制度なり、僕は免許制度にすべきだと思っているのですけれども、岐阜県発信でやられてもいいんじゃないかなと思います。

(前澤会長)

ありがとうございました。では、コメントがあればお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

福富委員の話について。生産者について各論でいろいろ取り上げてはというご意見だと思いますが、関係各課ございますので、生産者を重視し検討していきたいと思います。

(溝口博史技術課長補佐(畜産課))

畜産課です。福富委員からご発言のありました酪農の関係ですけれども、今、畜産農家戸数が減りつつあるという状況の中で、われわれも様々な施策を講じているところでございます。

食品の安全性の確保という観点からこの計画を作る中で、「ぎふ農業・農村基本計画」とどういったリンクがはれるかというところは、今後関係課とも検討させていただきたいと思います。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

2つめの、「カタカナが多い」ということについては、そのとおりかもしれませんが、検討させていただきます。

3つめの件について、今問題になっておりますPM2.5ですとか、原発の放射性物質についても今後いろいろな展開があるかもしれません。そういったことについても施策に反映させていってはどういうことですが、これから各論の中で検討をしております。環境問題については本日環境管理課が欠席しておりますが、申し上げます。

アレルギー物質については、悲惨な事故が起こってしまいました。アレルギーは健康上の非常に大きな問題になりつつあるところでございます。わたしどもが少し麻痺していたところがございます反省をしたところですが、たとえばミスによる表示の欠落がありますが、アレルギー物質の表示の欠落もほかの表示の欠落も同様に取扱いしてしまうところがございます。

アレルギー物質の表示欠落については、食べる方がいるかもしれないので、緊急的な措置をとらなければなりません。そういった情報が入りましたらすぐ対応するよう心がけてまいります。非常に大きな問題で、死者も出てまいりますので、アレルギー物質は、取り組むべき重要な問題の1つであると認識しております。

坂井田委員のご意見について。出荷者、生産者を含めて事業者の方は非常によく検査してくださっています。

飲食店での調理の仕方については、食品衛生協会さんの方で毎年講習会を開催していらっしゃいますし、いろんな機会をとらえて啓発をされていま

す。

その時々の問題、ノロウイルスであるとか、従業員の健康管理の問題などについて、いろいろな場を通じて啓発していくことが大切だと思っております。

「食品ロス」については同感でございます。わたし個人としても賞味期限などほとんど関係なく、自分の知識を持って、それなりに調理をして食べております。

牛乳は、わたしが行ったことのある工場では、何か月も持つパック牛乳ができていました。

なお、賞味期限については、わたしども行政の立場と、メーカーの販売戦略という2つの異なる視点があることは認識していただきたいと思えます。なぜ、牛乳パックに1週間ぐらいの賞味期限がついているかという、1週間ごとに買い物に来る方に買い替えてもらうためというメーカーもあるということです。

需要と供給のバランスがありますし、そうすることで価格を下げて広く皆様に提供するというのもあるのかもしれませんが、食品の安全・安心という面から賞味期限にアプローチしていくべきだと思っております。これは、「将来にわたる安全な食生活の確保」の中で取り組んでいくべき課題だと認識しております。

橋本委員のご意見について、この計画をどの層をターゲットに伝えていくのかということについてですが、事業ごとに、各課において、「この問題についてはこの層、この問題についてはこの層がターゲットである」ということが十分検討されているべきであると思えます。各論の中で十分検討していきたいと思えます。

食品表示については、「公的な資格を」というご意見は初めて聞きました。そういう発想はありませんでした。

食品表示はそうしたご意見が出るほど難しくなっておりますが、ただ、それを信じて買っている消費者がいらっしゃるという現実があるわけです。

わたしどもとしては、事業者の指導と、消費者の疑問に答えるということを進めていきたいと思っております。

(前澤会長)

はい。では、高木委員、お願いします。

(高木委員)

よく整理されて理解ができるようになってよかったですと思います。

食品安全行動基本計画という形になると、一方的に、「きちんとします」とか「確保します」とか、そういう流れになっていて、最後のところで、「どう行動するのか」というところでコラボレーションといった話が出てくると思うのですけれども、そこがすごく大事なところで、ここのところをもう少し系統的にできないかなという感じがします。

今度は、大きなところでの講演よりもっと小さなところで進めていくということですが、それをやっていくためには、県内の「飛騨」などそういった地域ごとに、進んだ方たちを小グループにして、行政が支援をして、その人たちが中心になって広げていくような、仲間同士の中での活動というものが励みになるような気がします。

その際に、県が、場所の確保やいろんな面を含めてどう支援するのか。そういうものが見えてくると、協力体制ができてくるという気がします。

基本的には、行政からの「こう決められているから安心なさい」という一方的なものがあり、もう一方では、消費者の中で、本当に、昔からやられてきたことが伝承されていない。

「赤ちゃんに食べものを食べさせて下痢をした」と言うのでどうしたのと聞くと加熱もしていない。ありえないことが、びっくりするようなことが、ずっと続いています。

そういう意味では、わたしたち県民1人1人が、常識的な、とっては語弊がありますが、基礎的な知識を持てるようなシステム作りをしていくには、消費者の皆さんの方がすごく力になっていただけるような気がして。そういう力を活用できるということがすごく大事だと思いました。

あと、今度、アレルギー物質対策というものが新しく計画に入ってきたと思うのですが、26ページのところについて質問ですが、「表示にないアレルギー物質が含まれていないかどうかを確認するために検査を行っています」とコンタミネーションのことが書いてあります。これはどういう検査方法で行われているのか教えていただきたい。また、注意喚起表示や機器類の洗浄等の対策は具体的にはどうなのか教えていただきたい。

つまり、こういう書き方は中味が分からない。

わたしが「あ、こういうふうにしてくれているのかな」と思うことと実際とのギャップを埋めていくという意味で、起きたことについて正確に情報の公開をするとか、先ほどの遺伝子組換えもそうですが、どこまでわかっているのか、今わかっているレベルの情報を提供していくということが、もっとほしいかなと思います。

あと、「事故が起きたときにどう対処するのか」ということは、行動計画とは違うのですね。それはほかの部署がやることですよ。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

いえ、食品の事故防止対策はこの計画に入ります。

(高木委員)

その辺は1つも記述がないのですよね。「事故が起きたときにどうするか」ということが。予防や検査項目はあるのだけど。

「起きたときにはどう対応するか」というところは、ここには入れる必要がないから

書いてないのですか。よくわからないのですが。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

食品衛生監視指導計画という計画においては、どういう行政措置をとったといった話は出てきます。

(前澤会長)

はい。では、最後になりましたが、松岡委員、お願いします。

(松岡委員)

定時を過ぎておりますので簡潔に述べたいと思います。

この計画は食品安全基本条例に基づいて作られる計画だと思います。

先ほどから、「難しい」とか「カタカナが多い」という意見がありましたが、少なくとも骨子だけは、もうちょっと県民の方にもわかりやすく。

広く一般の方によくわかるようにということでは、行動計画の下書きというのは専門的になってくるので、骨子の方はもうちょっと簡単に、色使いだとか活字の大きさだとかも含めて、そういうご努力を考えるべきではないかなと思いました。

いろんなお話がございましたけれども、基本的に行政は法律や行動計画を作る部分であり、県民の方には啓発とかそういった部分で幅広くご理解いただくということだと思うのですけれども、身近なことだとか、興味があることだとか、逆に、非常に怖いことだとかは非常に関心が高まるんですけれども、三食当たり前のように食べていても全然問題意識がないところに、こういう啓発活動をしようとするのは非常に難しいと思うんですね。

ノロウイルスが発生したですとか、食中毒の問題だとかいうことは興味を持たれるんですが、当たり前のようにやっているところに啓発するのは、非常に難しいことなので、こうした会議も含めて広く県民の方に発信するという意味での努力を。

コラボレーションという言葉が書いてありますけれども、県庁内だけでもなかなかコラボレーションはできていないということを、いろんな意味でわたしは実感しています。

ちょっと話を広げると、課長さんが初めにと畜条例の話をされましたが、有害鳥獣のガイドラインを作成するというのも、とっくの昔に出来上がっていないのではない。横の部署の連携がとれていないので。

皆さんご存知かわかりませんが、去年1年間に、県内でイノシシは9千2百頭捕れています。わたしの住んでいる各務原市だけでも57頭とか80頭とかとされている。由々しき問題で、早くそういうことをやっていかなければならない。

ただし、やはり、食習慣だとか安全とかで問題になることだろうしということでき

ますと、さきほどSMSの話も出ましたけれども、県はこういう会議を開きながら、広く県民の皆さんに発信する手立てを、発信の仕方と興味を持ってもらいやすい方法を努力されるべきかなと、最近つくづく思うようになりました。

あと、コラボレーションとは、言葉だけではなく、所属横断的にやらなければならないことはきちっとやっていっていただきたいなど。

食の安全性の確保と地産地消という意味で、農政、生活、環境すべてが協力しないといけないということになってくると思いますので、お願いします。

最後に、いろんな皆さんのご意見で県議会としてもたとえば条例を発案したりします。歯の健康の条例を作ったり。この3月には国体を受けて、議員発案でスポーツの推進条例を作ります。

地産地消についても、市町があり、県があり、いろんな条例の作り方があって思うんです。

先だってわたしは京都に行きまして、乾杯しようとしたら、「日本酒で乾杯や」と。どうしてですかと言ったら、京都市が「乾杯は日本酒条例」という条例を作ったと。

でもそれはまさに地産地消を進めるために議会から発案した1つの例であって、議会もやはり県民の皆さんからいただいた知恵で発信をしていくということだと思うのです。そういうことを繰り返して県議会としても努力しますが、一般の方とともに、こういう会議が有効なものとなるよう、より一層がんばっていただけたらなと思います。ご返答は結構です。

(前澤会長)

はい。ありがとうございます。

時間が押しておりますが、今日は、基本計画骨子案がこれでよいかどうかということ。この点について特にご意見がある方があればお願いします。ご発言いただいたことについては十分伝わっていると思います。

(北瀬委員)

アレルギー物質対策について、アレルギー物質という考え方は、食品だけでしょうか。添加物に対するアレルギーは添加物の方に入る話になりますか。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

添加物というのは、製品の中に含まれる添加物のことでしょうか。であれば食品に入りますので、アレルギー物質対策の項目に入ります。

(前澤会長)

ほかになにかありますか。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

1つよろしいですか。松岡先生にあいまいな返事をしてしまいましたが、骨子案は外に出ません。概要版は出ます。概要版は骨子案とは別です。まだこれからです。本体ができてから、そこから抜粋して概要版を作成します。

(松岡委員)

骨子案が概要版になると思いましたので。通常、こういう基本計画って、そういうふうに出ていきますよね。概要版についてはもっとわかりやすくなるよう気をつけていただくということをお願いします。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

承知しました。

(前澤会長)

今日は骨子、基本的な考え方ということでいろいろなお意見をいただきました。

「食品安全行動基本計画では、だれが行動するのか」ということについて、今日は2つ出ました。

1つは、「サイレント・マジョリティと言われる一般消費者の80%が」、ということがあるでしょう。

もう1つは、松岡先生からも出ましたが「県職員が」どう行動するのか。

わたしは、サイレント・マジョリティの方はなかなかむつかしいと思うんですけども、県の職員の方は非常に優秀な方が集まっておられる。

そこで、基本的な考え方のところに、「スピーディに」とか、あるいは、「県庁内の連携を密にする」とか、そういったことで「行動します」といった、そういうものを入れていただきたいという気持ちがあります。

というのは、「だれがどう行動するのか」ということがよくわからない。

さきほど、「窓口はどこですか」というご意見もありましたが、集約するのは県庁ですので、課間の連携ですとか、消費者からの要望への対応、さきほど、松岡委員からガイドラインなんかとつくにできてなきやいかんという話もありましたが、「スピーディを心がける」といったような、意志を入れていただけると、県民の方にはわかりやすくなるのではないかなと。

県民の方が「県職員の方が変わったな、行動が変わったな」というようなところを感じるようになってほしいのかな、ということをお話したいと思いました。

難しければ結構ですけれども。組織的なことがありますので、状況は把握しております。

(加藤樹夫食品安全推進室長(生活衛生課))

わかりました。

ただいまご意見をいただきまして、骨子案については、基本的な考え方に、『県民に「食の安全・安心」が見える、感じられるよう県の積極的な行動を推進します。』といった一文を加え各論に反映していくことと、今日いただいた意見について事務局、各課で検討し重点施策に振り分けていくこと、この2点を検討していくということで、この協議会での骨子案についての議論は終了するというところでよろしいでしょうか。

(前澤会長)

よろしいでしょうか。

(委員の間から、はい、の声)

(前澤会長)

骨子案については今日いろいろもんでいただきました。基本的な考え方について今言われたようになるということで、承認したということでお願いいたします。

進め方が悪くて時間を超過してしまいましたが、今日のご意見は十分反映されるというふうに認識いたしましたので、県に期待したいと思います。

では、進行を事務局にお返しします。

(野池真奈美技術課長補佐(生活衛生課))

前澤先生、委員の皆様、ありがとうございました。

次回の協議会につきましては、来年度7月下旬頃の開催を予定しております。

また事前にご案内申し上げますのでよろしくお願いいたします。

今回は、定例的なものとして、平成24年度の取り組み状況についてご評価いただきまして、いただいた意見を第3期計画にも生かしていくことを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、食品表示ウォッチャーのチラシを委員の方には配らせていただきました。今募集中ですが、集まりきっていない状況ですので、ご所属ですとかお知り合いの方ですとかご家族、どういったふうでも結構なのですが、よろしければぜひご応募いただけるようお口添えいただけると非常に助かります。

それでは、これで本日の対策協議会を終了させていただきます。どうもおつかれさまでございました。ありがとうございました。